

## 第 36 回コンプライアンス委員会議事次第

（ 令和 2 年 9 月 28 日（月） 14:00～  
一般会議室 ）

### 1. 開会

### 2. 議題

- (1) 令和 2 年度コンプライアンス推進計画の取組状況について
- (2) その他

### 3. 閉会

## 「令和2年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

※枠内は「令和2年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

### ○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

#### 1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図る。

コンプライアンスに対する意識向上、利害関係者との適切な関係の保持のため、会議、研修会、出張前に倫理の留意事項について職員間で再確認を行った。また、役員部課長会にコンプライアンスハンドブックを配布しコンプライアンスの重要性について改めて周知した。コンプライアンスハンドブックについては見直しが必要な都度行う予定。

適正な業務執行確保の観点から、マニュアルの整備等を行うとともに、全職員が閲覧可能となっている共有フォルダ（フォーラム）にマニュアル等を格納して他業務の取組みも参考にできるよう情報の共有化を図っている。

### ○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

#### 2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや個人情報保護等に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

コンプライアンス研修については、次の研修を10月下旬に実施予定。

「セクハラ・パワハラ研修（幹部職員向け）」 外部講師による講演

「セクハラ・パワハラ研修（補佐級以下職員向け）」 外部講師による講演

個人情報保護等に関しては、4に記載のように全役職員等を対象にした個人情報保護研修を10月以降実施予定。

また、全職員を対象とした9月のストレスチェック実施に先立ち、ストレスチェック実施前研修（8月26日及び9月2日）を開催し、ストレスの受け止め方や立ち直り方法についての内容を含めた研修を実施した。

#### 3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブック等に基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

新任採用職員を対象としたコンプライアンス研修については、次のとおり実施した。

- ・ 4月1日の採用者（対象者18名） 4月6日及び7日  
4月の採用者以外については、業務説明の際にコンプライアンスハンドブックの内容を説明したが、今後、年度途中の採用職員に対する研修の仕方について検討。

#### 4 情報セキュリティ対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上を図る観点から、研修を実施するとともに、必要に応じ関係規程の見直しを行うほか、サイバー攻撃等への対策について充実を図る。

- ・ 情報セキュリティについては、新任採用職員を対象とした研修の中で実施した。  
4月1日の採用者（対象者18名） 4月7日
- ・ 情報セキュリティ水準の向上のため、全役職員等を対象とした情報セキュリティ及び個人情報保護研修については、10月以降実施予定。
- ・ 個人情報保護管理規程については、個人情報の保有の制限、利用目的の明示等について基金としての対応を明らかにするため改正を検討。
- ・ 全役職員等を対象とした総務省主催の「eラーニングによる情報連携に向けた研修」については、10月以降実施予定。  
※業務部の一部職員については、7月21日（火）から先行受講
- ・ サイバー攻撃等への対策については、全役職員等を対象とした「標的型メール訓練」については、10月以降に実施予定。
- ・ 情報セキュリティインシデントが発生した際、適切に対応するための「情報セキュリティインシデント対応訓練」を10月以降に実施予定。

### ○ 内部監査の充実

#### 5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

5月に策定した令和2年度内部監査計画に基づき、基金の業務を監査することとしており、業務監査事項としては、リスク管理項目のうち重要度が高い項目などを定め、また、重点項目として、基金における働き方改革を推進する観点から、改革の実現に向けた取組の状況や各種規程等の制定及びその運用状況等について、重点的に監査を行

う予定である。

## ○ 危機管理の徹底

### 6 危機管理の徹底

コンプライアンス事案が発生した場合には、役員の指示の下、速やかに事実関係を確認し、適切に対処するとともに、再発防止策を検討・実施する。

今年度において、現在（9月）までコンプライアンス事案の発生はない。

なお、コンプライアンス運営の強化を目的に策定した公益通報者保護管理規程を基金ホームページに掲載し公表。

## ○ 適切な情報提供等

### 7 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムの掲載の他、9月の役員部課長会においてコンプライアンスハンドブックを資料として配付し、コンプライアンス、倫理の重要性について周知した。

### 8 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

令和2年度のコンプライアンス推進計画については、令和2年3月のコンプライアンス委員会を経てホームページに掲載済みである。また、コンプライアンスの推進計画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載し、情報公開を行っている。